

## 視覚障害で身体障害者の認定を受けるには…

身体的な障害で身体障害者に該当する方もいらっしゃいますが、眼科でも病気が進行して視機能が低下してしまった場合、**視覚の面で身体障害者**に該当することがあります。

視覚障害での身体障害者の認定を受けるためには、**視力、視野検査が必要**です。

<b>申請の手順</b>	<b>① 眼科の診察で基準の確認</b>	検査結果を元に医師より説明します
	<b>② 申請書類の準備</b>	各自、住んでいる市町村の窓口で受け取り、病院にお持ちください (病院には申請書類はありません)
	<b>③ 病院で必要書類の記入</b>	申請書類に必要事項を記入します
	<b>④ 審査、認定</b>	申請書類を各市町村窓口へ提出してください 市町村で審査後、規定に基づき認定を受けます
	<b>⑤ 身障者手帳の交付</b>	認定を受けると身障者手帳が交付されます
	<b>⑥ 病状により再認定</b>	将来、病状が進行した場合、再認定を勧める 事があります

身体障害者の等級には **1～6 級**あり、障害の程度によって等級が決まり、

**等級によって受けられる福祉サービス (内容) が変わってきます。**

## 身体障害者に該当すると受けられる福祉サービス

各福祉サービスは自治体によって差があります。主なものをご紹介します。

詳しい内容、各福祉サービスの問い合わせ、手続きの方法については各福祉事務所、自治体の担当窓口にお尋ねください。

- ・ 医療費助成、補装具の支給 (購入、修理) など
- ・ 年金、手当 (障害基礎年金、特別障害者手当など)
- ・ 税金の控除、免除 (住民税の非課税、自動車税の減免など)
- ・ 交通機関の優遇措置 (電車、バス、タクシーなどの運賃、有料道路の通行料金など)
- ・ 住宅、職業等 (住宅の優遇抽選、あんまマッサージ指圧師資格養成など)
- ・ 公共料金の減免 (NHK 放送料金、公共施設、携帯電話料金など)
- ・ 選挙 (不在者投票、代理投票など)
- ・ 日常生活の援助 (日常生活用具の給付・貸与、ホームヘルパーの派遣、車いすの貸出など)